(一社) マリン・エコラベル・ジャパン協議会

新認証規格開発に係る規格委員会の設置について

MEL規格・認証スキーム管理運営規則第3条第1項に従って、下記にてMEL新認証規格の開発および規格委員会の設置について、下記にとおり着手する。

記

1. 対象規格の概要

MEL配合飼料認証規格 Version 1.0 (仮称) MEL魚粉魚油認証規格 Version 1.0 (仮称)

2. 規格委員会の設置

配合飼料認証 規格委員会 7名 魚粉魚油認証 規格委員会 7名

規格委員会設置要領・第4条に従って、水産業界、加工流通業界、環境団体、消費 者団体、学識経験者から構成した。

3. その他

規格開発スケジュールは別紙に沿って進める。

今後、両認証規格の開発は、規格委員会が中心となって、認定機関・認証機関の選定、 審査制度の構築を含めて、規格・認証スキーム管理運営規則に沿って進めていく。適宜、 理事会の審議を求める

以上

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会 規格委員会設置要領

(設 置)

第1条 この要領は、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会定款 第40条に基づき、規格委員会(以下「委員会」という。)の設置、所掌事務 及び運営等について必要な事項を定める。

(所掌業務)

- 第2条 委員会の所掌業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 規格・認証スキームの開発、レビュー、改訂に関する規格原案の作成
 - (2)(1)の実施に必要な調査、情報収集等
 - (3) その他委員会において実施すべき業務

(検討事項)

第3条 委員会の検討事項については、委員会開催ごとにこれを定める。

(委 員)

- 第4条 委員会の委員は、水産業界、加工流通業界、環境団体、消費者団体、 学識経験者から構成するものとする。
- 2 前項における委員の構成は、各業界の均衡が取れ、公平性が確保されるよう組織されなければならない。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を1名置く。
- 2 委員長は、理事会の決議によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会 事務局において行う。

(その他の事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮った上、これを定める。

附則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。



● 規格開発の手順書

手順1 (規格委員会の設置)

協議会は、委員会設置要領を作成又は改訂し、これに基づき規格委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

委員会の委員は、水産業、加工流通業、環境団体、消費者団体及び学識経験者等から構成され、理事会の決議を経て会長が委嘱する。なお、委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

手順2 (規格委員会開催の公告)

委員会は、検討する規格の概要、スケジュール、実施手順及び協議手順その他規格開発等を実施する にあたって必要となる文書を作成し、委員会設置要領とともにウェブ上に掲載する。また、規格を改訂する 場合は、すべての既認証取得者に対し、改訂する旨と新規格への移行期間を通知する。

手順3 (規格原案の作成)

委員会は、委員全員の合意に基づいた規格原案を作成する。規格原案の作成にあたっては、ISO/IEC Guide59 等の国際標準を最大限遵守し、明確で分かりやすい表現を用いることに留意する。

手順4 (意見公募)

委員会は、規格原案に対する意見を匿名可能な方法で 60 日以上の募集期間を設けて公募する。 なお、公募に先立ち、委員会は、意見公募の実施を公告する。

手順5 (規格最終案の作成)

委員会は、意見の反映等規格原案の精査を行い、規格最終案を作成する。なお、公募期間中に受理した意見は、匿名事項に配慮しつつ、ウェブ上に公表する。

手順6 (実行可能性の検証)

委員会は、規格最終案の実行可能性を検証する。万一規格最終案が実行可能でないとの結果に至った 場合には当該規格最終案を差し戻し、再度検討を行う。

手順7 (総会の承認と掲載)

協議会は、総会を招集して規格最終案を審議し、承認の可否を決定する。承認の可否は、協議会定款 第 17 条により実施する。総会承認後、協議会は速やかに承認された規格をウェブ上に掲載する。

ANW.melling

配合飼料・魚粉魚油規格開発のスケジュール

-	ı	
2023 11月		手順1 規格委員会の設置 ・ MEL協議会は、規格委員会設置要領に基づき、規格委員会の設置を行う。 (11月16日)
2023年 12月 2024年	手順3 配合飼料・魚粉魚油規格 原案の作成 ・委員会は合意に基づいた規	手順2 規格開発の公告 ・規格委員会が検討する飼料/魚粉魚油 規格の概要、スケジュール、実施手順を作成し、ウェブに公開する。 (11月20日)
4月	格原業を作成する。 (~5月中旬)	
6月	手順4 意見公募(パブリックコメ ントの募集) ・ 委員会は規格原案に対する	
7月	意見を公募する。 (6月~7月(予定))	手順5 配合飼料・魚粉魚油規格最終案の作成 ・規格委員会は公募で得た意見を反映等の規格原案の精査を行い、規格最終案を作成する。
8月		(8月上旬) 手順 6 実行可能性の検証
10月		・規格委員会は新しい規格の実行可能性 を検証する。 (10月中旬)
12月		手順7 総会の承認と掲載 ・協議会は総会を招集して、規格最終案を審議し、承認の可否を決定する。 (12月上旬)